

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		売買参加者の承認の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 2 4 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。</p> <p>2 卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人となったとき。</p> <p>3 卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 令和 2 年 6 月 2 1 日最終改正
備 考		